【資料３】

平成２４年３月２１日

新潟市長　篠田　昭　様

新潟市障がい者施策推進協議会
会 長　　島 崎　　敬 子

「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例」の制定についての提言書

新潟市障がい者施策推進協議会において、「（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例（以下、条例）」のあり方をはじめ、期待する効果や制定後の取り組みについて検討を重ねてきました。

このたび、当協議会におきまして意見集約いたしましたので、本協議会からの提言書として提出いたします。

政令市新潟市における障がい福祉施策推進のため、条例制定の実現に向けた取り組みの推進を要望いたします。

【 提 言 の 内 容 】

1　条例制定の意義・必要性

障がいのある人は、特別な存在ではない。条例制定の意義は、新潟市において、すべての市民が、障がいの有無に関わらずどのような状況にあっても、社会の一構成員として当たり前の自分らしい生活を生き生きと営み、支えあいのまちづくりに参加・参画し、それにより、誰もが暮らしやすい、共生の地域社会づくりを進めることが大切であることについて、市民共通の理解を広げることにあると考える。

条例は、社会的障壁のない「共に生きる社会・新潟づくり」を目指し、障がいのある人の人格及び人権の尊重・保障について定めた、障害者権利条約を具現化・具体化しようとするものであり、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる政令市新潟を創っていくために必要である。

2　条例策定の目的

障がいの有無に関わらず市民一人ひとりが、障がいのある人の公正・平等の取り扱い、差別の禁止、虐待の防止及び支援・合理的配慮について定め、障がいのある人の人格及び人権が尊重されること、また、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めることを条例制定の目的とする。

3　条例制定による効果

条例の制定により、障がいの捉え方、障がいのある人の置かれている社会的環境での差別事例を検証することや、障がいのある人への支援や合理的な配慮がひとつひとつ具体的に示されることで、共生の地域社会の基盤づくりについて市民共通の理解を広げることができると期待される。

4　条例制定の過程における課題

（1）条例制定の意義及び必要性、条例の目的及び内容についての理解の共有化を図るための取り組みが、市民、障がい当事者、当事者団体、市、議会等あらゆる分野で必要となる。

この取り組みを機に、障がい者団体の連帯の確立と新たな活動の開始が強く望まれる。

（２）政令市として先見的に取り組むことを市当局自らが宣言することが必要である。

５　条例の作成手順及び作成に必要なこと

（１）市は条例制定のための検討委員会を設置すること。

（２）条例は、障がい者および障がい者団体の主体性の発揮「Nothing about us without us（私たち抜きに私たちのことを何も決めないで）」と、障がい者団体相互の連帯性の向上に資することから、市は条例作成においては障がい者及び障がい者団体の意見を聴き、その意見を多く反映させることとすること。

（３）検討委員会は条例制定の趣旨、条例の方向性及び内容、取り組むべき施策、条例素案について協議検討しまとめること。

（４）市は市民への意見聴取と周知、市議及び市議会への説明・協議、パブリックコメント、議会提案へのスケジュール調整を行うこと。

（５）市は市民、障がい当事者、当事者団体、関係機関、市議会、その他あらゆる分野におけるそれぞれの義務の履行を客観的に監視する仕組を設け、新潟市の障がい者の暮らしにくさに関わる社会的障壁を改善する法的整備を行うこと。

（６）条例の制定は、市民の人権意識を高めるとともに、障がいや障がいのある人・障がい福祉施策についての関心を高め、さらにそれを見直すよい機会となる。条例が障がいのある人たちだけのためではなく、すべての市民のための条例であることから、市民への周知、広報を十分に行うこと。

（７）条例は障がい観の転換（医学モデルから社会モデルへ）と、障がい者観の転換（保護の客体から人権の主体へ）に資するものであり、社会モデルの考え方から、どのように「障がい」を定義するかを検討すること。

（８）不利益対応に関する相談体制及び救済機関を設置すること。

（９）条例の作成にあたって、条例の目次については、先進都市（作業部会報告書に添付）の条例、改正障害者基本法、障害者総合福祉法（仮称）等を参考にし、虐待、子ども、障がいのある女性に関する事項など不足のないよう項目を定めること。

６　国内関連法との関係について

（１）市として、障害者権利条約の考え方と、国内関連法の整備の状況を確認し、整合性をとりながら必要に応じて条例に反映させる。

（２）国内関連法があればいいという考え方ではなく、市民にとって必要な内容を具体的に条例に示す必要があり、合理的配慮を重視する等の改正障害者基本法などを反映した条例であることが前提である。

（３）国内の先進事例の内容を検証し必要に応じ参照する。

７　条例制定後の取り組み

（１）条例の周知と理解の共有化を図り、その具現化に向けた地域での具体的取り組みの検討が必要である。

（２）条例に基づき市民・関係団体・関係機関・市の責務及び活動・事業・施策が具現化されているかの検証及び改善、推進を図るためのしくみづくりが必要である。

以上のことから、

新潟市民の視点に基づく条例制定のための検討委員会を設け、障がいの有無に関わらず等しく社会参加できる基盤をつくるとともに、全ての市民が安心して暮らせる共生の新潟市創りに資する条例の制定をするよう、「（仮称）新潟市障がい者条例にかかる意見集約のための作業部会報告書」を添えて提言いたします。